

新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時 : 平成27年1月27日(火) 午前9時30分開始 本館6階第3委員会室

出席者 : 委員8名 上村委員, 小室委員, 柴田委員, 田代委員, 古川会長, 前川委員,
牧野委員, 宮澤委員

事務局5名 高井総務部長, 高橋職員課長, 山崎職員課長補佐,
井越給与係長, 高橋給与係主査

- 1 開 会
- 2 議 事 市長・副市長, 議員の報酬等について
- 3 閉 会

(課長補佐)

ただいまより, 平成26年度第2回特別職報酬等審議会を開催します。司会を務めさせていただきます, 職員課課長補佐の山崎と申します。よろしく申し上げます。

本日は, 岩橋委員と長谷川委員が欠席ということで連絡をいただいております。

本日の審議会は, 委員総数10名のうち, 8名のご出席でございますので, 過半数を超えており, 審議会の成立要件を満たしておりますのでご報告申し上げます。

なお, 本日, 新潟日報社より撮影の希望がありましたのでご了承ください。

それでは, 本日は2回目ということですので, 早速議事に入りたいと思います。ここからは古川会長より進行をお願いいたします。

(古川会長)

それでは, 本日は答申書の文案の作成, それから会議録の公表, 期末手当についての考え方, この3点について議論をさせていただきたいと思います。それで, 最初の2点につきましてはこの審議会において結論を出したいと思っております。時間が限られておりますので, 皆さん方のご協力を得て, 円滑な審議を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

前回の議論において, 特別職の報酬については据え置くという方向性が見いだされました。それに基づきまして, 事務局と私の方で案文のすりあわせを行い, 現在皆様方のお手元に配布しております答申書案を作成しました。

この答申書案の考え方ですが, まず, この諮問が条例のどの規定に基づく諮問なのかということをはっきりと認識しなくてはいけないと思われました。つまり, 質問に対する答えをこの審議会ですすわけですから, 何について質問が寄せられているのかということを確認に認識する必要があるということで, 冒頭の部分で, 条例第2条2項の規定により諮問があった, その事項についての答申である, ということを明確にしました。

答申をするにあたりましては, まず新潟市給与条例の改定を受けての諮問ですから, その改定の内容をまず審議検討の材料にするということで冒頭に持ってきました。それ以外に, 他の政令市などの特別職の報酬改定の状況, 新潟市の特別職報酬等の改定経緯, 国家

公務員の給与の状況、並びに新潟市の財政状況、消費者物価指数等の資料を参考に慎重に審議を行った、という経緯を説明しました。

結論としましては、第3段落目、「しかしながら」以下のところで、この諮問に対する答申の理由を書いたわけですが、一般職の給与の増がわずか0.4%にとどまっているということ、平成26年12月議会で、本市特別職および議員の期末手当が引き上げられたということ、その他に本市の財政状況、国の経済対策の効果等を鑑みまして、今回の本市特別職の報酬額の改定等については、据え置くことが妥当であるという結論を見いだしました。

問題は、この第2段落の記載です。これは諮問の対象では無いのですが、審議の過程で各委員から出されました意見を集約しまして、あえてここに盛り込みました。その内容は、人口や財政規模が類似する他都市と比較して、本市特別職の報酬額の水準が低い位置にあり、基本的には本市特別職の報酬等の額については引き上げるべきだという意見が出されました。意見の内容は、議長・副議長に限って引き上げるべきだという意見もありました。また、それにとどまらず市長・副市長も含めるべきだという意見もありました。このようにいろいろな意見が出ておりましたので、最大公約数的にと言いますか、だいたいの意見がまとまりそうな内容で盛り込んでみました。委員によっては、市長・副市長の報酬ではなく、議長・副議長の報酬を引き上げるべきだと。同じように市民の選挙によって選ばれたものであるにもかかわらず差が大きすぎるということで、岩橋委員の意見書にも記載されていますが、そのような意見も寄せられています。そういった意見も踏まえ、第2段落のような表現形式を取りました。そういう意味では、最大公約数的な表現にしているものですから、ちょっとピントが甘いのではないかというような批判もあるかもしれないと思いついて、本審議会では特にこの第2段落目の表現についてどうするかということについて意見をお願いしたいと思います。

ということで、この案文を作成するに至りました経緯、そしてこういった表現にした理由の概要を説明いたしました。これを踏まえまして、各委員のご意見を賜りたいと思えます。

(宮澤委員)

今ほど会長が説明された趣旨も理解できましたし、結論も含めて今回はこういう形が妥当だと思います。

ただ1点、お願いしたいと言いますか、こういう形で修正したらどうでしょうかというものを私の方で用意してきましたので、ご覧いただいたうえで、議案通りでよろしいということであればそれで結構ですし、よろしいでしょうか。

【宮澤委員作成資料を配布】

(宮澤委員)

お手元に渡ったかと思えます。そこに書いてあるとおりなんですけども、修正内容は、

今説明いただきました答申案の説明書きの中の9行目です。ここが「引き上げるべきと意見があった」という形になっておりますが、この部分を「引き上げるべきとの意見、また特別職の報酬等は、業務量や職責を勘案するべきで、一般職の給与と連動する必要は無いとの意見があった」と修正してはいかがかということです。

その理由としては、ここにも書きましたが、この答申書は市長に提出されたあと、ホームページに全文が掲載されるというのは委員の皆様ご承知のことだと思います。今ほど会長が説明された経緯を市民の方が分かっているならば、原案でも十分に趣旨は伝わるかと思いますが、この答申案がそのまま確定してホームページに掲載され、それをご覧になる市民の方としては、単に職員給与が増額改定されて、他の市との比較も加えると低水準だということから、審議会の中の意見はだいたいそのように集約されたのかなという印象が残るだけで、やっぱりねという感じになるのではないかと思います。しかしながら、実際に前回の審議会の時にも、突っ込んだ議論はしていませんが、委員の方からいろんな意見をうかがう中で、職責等を勘案するべきではないかという意見も出ていたように認識しております。そうしますと、市民を含めて、今後こういう視点から審議して貰う必要があるのではないかという認識が生まれまして、今後のことも考えると、今回お出ししたような形で修正していただいたほうがよりいいのではないかと。これは私なりの意見ですので、あとは委員の皆様のご判断にお任せいたします。

(古川会長)

他にご意見ございませんか。

(牧野委員)

据え置く理由の中のひとつに、平成21年、22年、25年が、一般職が減額になっているにもかかわらず据え置きを答申しているということもあるわけですね。そのことにもちょっと触れた方がいいのではないかと思います。それと同時に、今の意見にも関連するわけですが、本市特別職の報酬の額について将来的に検討すべきだ、ということにしたほうが、そんな感じでもっとぼやかしたほうがいいんじゃないかと、私は思います。

(古川会長)

他に、どうですか。

ただいま、宮澤委員からは、単に引き上げるべきとの意見だけではなく、特別職の報酬等の見方というか、業務量や職責というものを見て、適切な報酬の額を決めるべきであって、一般職の報酬が上下したからと行ってそれに連動させるべきではないという意見が出されました。答申の中に、そういった趣旨も含めるべきだと。

牧野委員からは、今まで一般職の報酬が下げられたときにも据え置いてきたという経緯も記載するべきだという意見。それから、報酬額について「引き上げる」という表現ではなくて、将来的に検討すべきだという表現にするべきだという意見がありました。

他にございますか。

(田代委員)

どちらの意見でも反対というわけではないんですけども、読んだときのイメージとして、たとえば会長の「引き上げるべき意見があった」の「意見が」という部分。それから宮澤委員のほうにも同様に「意見があった」という表現があります。これですと、意見があったのでその先まで議論したのですかというところまで求められそうなイメージがあります。そこまで突き詰めているわけではないので、「意見もあった」という表現の方がいいのではないかと思います。見る側として、それ以上は突き詰めていないのかなと捉えてもらえるというか。「意見が」というと、もっと突き詰めて議論をしたのかという風に見られると、そこまでやってはいないので。

(古川会長)

確かに、諮問の内容とは離れていることではあるのですよね。諮問はあくまでも一般職の報酬が上下した時を機会にして、審査会に特別職の報酬について審議をしなければならないという義務規定になっており、諮問の内容とはかけ離れた意見交換をしているわけですから、あまりその点を強調するという点もあります。ですから、附言的な意味合いで表現したほうがいいと。

他にどうでしょうか。柴田委員どうぞ。

(柴田委員)

先回欠席しまして、大変失礼しました。その審議内容が分からないままの発言になってしまいますが、報酬というものはそもそも、ある成果に対する報酬であると考えております。一市民としての考えを申しますと、今の成果に対する報酬ということであれば、引き上げるという形で限定してしまうと、それでいいのかなという市民感情もあるんじゃないかと思います。他都市がこうだから新潟市も引き上げるべきだ、というだけの側面で断定してしまうと、市民のいろんな感情が含まれていないのではないかなという気がいたします。先ほど牧野意見が、ぼやかして、と言ったのはその辺も含んでのことではないかと思っておりますので、そちらの意見に賛成です。

(古川会長)

他にご意見ございませんか。

(上村委員)

第2段落の部分ですが、先ほどの会長の発言にも関連する話になりますが、これは第3段落に落としてみるのはいかがでしょうか。たとえば、「なお」何々の意見があった、というような。そのように、主文というか、結論が先に来たほうがはっきりするのではないかと思います。

それと、細かいところですけども、第3段落の4行目にあります、「地域の経済状況」という「地域」なんですけども、このままだとどこの地域を経済状況の比較対象としてもいいように取れますので、ここは「本市」のほうがいいのではないかと思います。

(田代委員)

イメージとしてなんですけども、確かに牧野委員がおっしゃったように「将来的に」というのが入ったほうがいいと思います。実は私もここに来たとき、今まで据え置かれてきたという状況を見たときに、上げていいのか下げていいのか疑問に思っていて、前回から改定がされていなくて踏襲されている中で、去年の時はまあ据え置きでいいかなというイメージで捉えてしまったので。

将来的に、委員がイメージだけではなくていろいろな要素を判断して、上げるべきところは上げるという形で進めてもらうということを考えると、「将来的に」という言葉が入ったほうが、新しく委員になられる方が忌憚なく意見を述べられるし判断もできるんではないかなという気がいたします。

(古川会長)

他にございますか。これは、今日市長に答申の予定でしたか。11時30分から。

そうすると、案文の手直しにやはり30分ぐらい必要ですね。そうすると議論ができるのは11時、もう少し前、10時50分ぐらいまでですか。

皆様のご指摘はもっともで、これを取り入れてきちんとした文体で表現したいと思っておりますが、他にご意見ありますでしょうか。

(総務部長)

これまでいただいた意見を事務方で集約してみます。答申以外の話をその間に進めていただいて、これから30分ぐらいでできると思いますので、集約したものをまた確認してもらって、それからまた集約するという形にしたいと思いますがいかがでしょうか。

(古川会長)

そうですね、それでお願いできますか。そうしないと時間ばかりが経ってしまいますし。

(牧野委員)

それともうひとついいですか。「国の経済対策の効果がいまだ現れているとは言えない地域の経済状況などを踏まえると」というのは、この文言は必要なんじゃないかな。だったら一般職も上げるべきではないのではという話になってきますから。ですから、この文言はカットしたほうがいいかもしれませんね。というのは、この審議会の目的事項から、相当逸脱している判断ですからね。そのように私は思ったのですが、もう一回お願いします。

(古川会長)

そう言われると、なるほどそうですね。ここに触れる必要があるかと言われると。

確かに、この第2段落に持ってきた表現は、これを最後に附言するという形で第3段落に持って行って、諮問を受けた事項を第1段落に持って行って、それに対する答え、今の第3段落を第2段落に上げると。そのときに、据え置く理由として、国の経済対策の効果がまだ新潟市に現れていない、というようなことまで触れる必要があるかと改めて言われる

と、そんな必要もないのかなど。本市の財政状況だけを指摘すれば足りることですからね。そういう、国の施策の影響を受けているか受けていないかなんてところに触れる必要は無いだろうと。確かにそうですね。

他にございますか。

(宮澤委員)

時間もありますので、妥協します。そういうことであれば、会長と牧野さんの言われたことも含めて、たとえば「本市の厳しい財政状況など」という形にして、以下「国の景気対策に～」の部分は削るということでしょうか。

(古川会長)

そうですね。そのほうが文章もすっきりとして、無駄のないものになるような気がします。

それではまず、とりあえずこの案文についての議論はここで中断いたしまして、事務局で集約をしていただいたうえで、それを基にもう一度議論をしてみたいと思います。

それでは、時間の関係もありますので、次に岩橋委員から出されました、会議録の公表について今日決めたいと考えております。これまでは議事概要という形で骨子を公表するという方法が取られてきたのですが、会議録の公表でどうなのかという意見が寄せられました。

委員の皆様からご意見を頂戴する前に、事務局から、現在の他の附属機関の議事・審議の公表状況についてご説明をいただきたいと思っております。

(職員課長)

現在、会議概要と会議録の公表についてはどちらでもいいという内容になっています。もうひとつ、審議会が開かれた場合、すみやかに概要を公表せよというルールもあります。そういった面も含めまして、今は会議概要を速やかに公表して対応しているというのが現状でございます。

ただ、会議録をとる希望もありますし、他の審議会においても会議録を公表しているという実態を鑑みれば、私どもとしては即時性を求められますのでまずは会議概要を先に公表したいと思います。そして会議録につきましては、皆様の発言がすべて出てきますし、話し言葉を文章化しますと、少し趣旨等が異なる場合もありますので、そのあたりは皆様方に確認をさせていただいたうえで、ある程度のお時間をいただいで公表ということにしたいと思います。

私どもとしては、結論的には会議概要も速やかに公表し、少し時間をおいて会議録も公表するという方向でやっていきたいというように考えています。その際、会議録の中で、誰が発言したかという点について、委員皆様方のお名前をどうするか、皆様のご意見を頂戴したうえで公表の仕方について結論を得たいと考えているところです。

(古川会長)

今ほど事務局のほうから、他の附属機関については会議録の公表という形で行われてい

るということでした。会議録の公表をする場合には、まず会議概要を速やかに作成して公表する。それから、時間をおいて会議録の公表をすると。公表するに当たっては、各委員がその記載内容を確認したうえで行うということでした。

問題は、その会議録に委員の氏名を出すのかどうかという点。ですから、まず会議録を公表するかどうかということについて意見交換をお願いしたいと思います。そして、会議録を公表するということになった場合は、発言した委員名も公表するかしらないか。それについても意見交換をしていきたいと思います。

まず、会議録を公表するという点についてご意見ありましたらお願いします。

(宮澤委員)

私は先回申し上げたとおり、もともとこの審議会の過去のものを見てみると、つい最近の審議会までは会議録を作って出していました。今のお話ですと、どちらでもいいということで今は概要になっていますということですが、逆になんでこれまでやっていたものを今の形にしたのかと、おかしいんじゃないかと言いたいぐらいの気持ちがあります。もともと、こういう審議会を設けて色々議論したうえでやりましょうということは、そもそも論で考えれば透明性という話から始まっていますし、新潟市は行政の透明性ということについて強く言っています。であればなおのこと、今のお話のように検討しますではなくて、会議録を作成して公開するというのが当然のことですので、検討なんて議論は聞きたくないというのを事務局の方に申し上げたい。以上です。

(古川会長)

確かに、この審議会は公開された審議会です。秘密会議ではございませんので、公開された審議会の内容を会議録として公表するというのはひとつの筋が通った考え方だということも言えると思います。

他にご意見ございますか。

(田代委員)

私も会議録自体には賛成なんですけど、そこに名前を載せるということについて、別に載ること自体はかまわないんですが、その必要性はあるのかなという気がします。市民の皆さんは会議の中身を会議録で確認したいだけであって、誰がそういう発言をしたか、誰がどういう立場でここに出席しているかまで求められてしまう可能性もあるので、名前まで出す必要はないと思います。

会議録を作るのは賛成ですが、名前は入れる必要が無いのではないかとというのが意見です。

(宮澤委員)

名前の公表の部分ですけども、私は田代委員とは逆に考えています。こういう審議会の委員を引き受ける方、私のように公募委員もいますが、参加するからには当然自分の発言に責任を持つという気持ちもありますし、1回2回の席ですけどもひとつの公職ですから、ここでの発言は当然、発言者の名前も出るということを知覚した上で引き受けるものだと

思いますし、参加するものだと思います。そこまで含めての透明性だと思いますので、私の考え方としては、名前も公表するべきであると思います。もちろん、田代委員の考え方も尊重いたしますが、これが私なりの意見でございます。

(古川会長)

他にご意見ございますか。

委員名の公表については、他の審議会等附属機関ではどういったやり方を取っているのでしょうか。

(職員課長)

委員名を載せて、何々委員という形での公表のほうが多数であるという状況です。

(古川会長)

多数と言っても幅があると思いますが、だいたい割合的にはどんな感じですか。8割方公表ということなのか、あるいは6割ぐらいなのかとか。

(職員課長)

調べた範囲では、ほとんどが公表という形です。

(古川会長)

わかりました。

論点としては、公表するべきかどうか、それから公表するに当たっては委員の氏名を公表するべきかどうかという点がありますが、どちらの論点についてでも結構です。ご意見がありましたらお願いします。

(牧野委員)

実名を公表しないと、概要と変わらなくなりますよね。こういう意見があった、こういう意見があったということで。ですから、議事録を公表するには、やはり実名が必要だし、そこを公表しないなら概要だけでいいのではないのでしょうか。

(古川会長)

実は、皆様にはまだお見せしていないと思いますが、前回の審議内容についてまとめていただいたものがあります。

(牧野委員)

それであればいただいています。公表しないのであれば、これと変わりなくなってしまうですね。

(古川会長)

会議録、ということになりますと、委員の発言順にかなり詳細に載せられてきます。で

すが、概要となると発言の骨子という形で整理されますので。読みやすさから言うと、概要のほうが読みやすいですね。

ただ、さらに詳細にどのような議論がなされたか、個々の委員から具体的にどういった発言がなされたのかということを知ろうということになりますと、やはり会議録でないとなかなか把握できないと思います。また、記載の分量から行くと、概要と会議録とは同じようなものにはならないかと思います。かなり詳細な物になりますから。

他に、ご意見ございますか。

(柴田委員)

論拠も何もないのですが、前もこういった会議に出ておりましたが、そこではやはり議事録が必ず出るということで、もう一回自分の発言を見直したりしていると、その流れが見えてきます。それぞれの論が集約されていく流れとか。そういったものだと思っておりましたので、今回のこれはどういうことだったのかなという感じを受けました。

(古川会長)

会議録の公表には反対だというご意見はございますか。

特に公表に反対というご意見はなさそうですので、今後は概要の作成後、会議録の公表に向けた作成をお願いしたいと思います。

問題は委員名を公表するかどうかという点。そこについてさらに意見をいただければと思いますが、どうでしょうか。

(田代委員)

たとえば今回、委員の氏名を公表するといった場合ですけども、これから新たな委員が来られた場合にもずっと公表していくということになるわけですね。今後の審議会の会議録には、必ず名前を載せるということで公表していくと。

(古川会長)

そうですね。今後新たな委員で構成される審議会において、それと違う方法で行こうということが決議されない限りは、ということです。

(田代委員)

わかりました。

(古川会長)

それでは、どうでしょうか。発言内容と一緒に、委員名も記載するということでよろしいでしょうか。では、事務局におきましては、今後そういうことで対応してください。

(職員課長)

では、現在議事録作成中でございますので、第1回の分と、今回第2回の分の会議録について送付させていただきまして、点検修正後にまた送り返していただき、それを一本化

しまして、皆様方にも改めて送付いたしますし、ホームページにも掲載させていただきたいという形で進めたいと思います。

(牧野委員)

事務量を増やして申し訳ないですね。

(上村委員)

会議録の確認は、各自が自宅で行うということでしょうか。

(古川会長)

そうですね、郵送いたしますので。

(牧野委員)

私の場合はメールでもいいですよ。

(職員課長)

わかりました。メールで、ということであれば、アドレスをいただければそちらのほうで。

(上村委員)

別の方の発言の、文章の流れのよくないところですか、入力ミスですか、そういうのを見つけた場合はどのように処理されるおつもりでしょうか。それについては、気付いても言えないという形になりますか。

(職員課長)

簡単な言葉の誤りだとかであれば、修正されてもかまわないと思いますけども、基本的にはご本人が、発言の趣旨等について修正していただいたほうがよろしいかと思います。

(古川会長)

そういう意見があれば述べていただいて、そうすることによって発言した本人の注意を喚起するということがありますのでね。

(職員課長)

事務局のほうで受けましたら、こちらからまたご本人にお返しするという形がよろしいかもしれませんね。

(上村委員)

結構手間がかかりませんか。会議録はよく次回の会議で確認することが多いですよ。というのは、皆さんいらっしゃる場ですので、その場でご本人に対してもなにか指摘することがあれば指摘して、その処理についてはご本人にお任せするというような形を取って

いるところが多いかと思えます。郵送で終わってしまうと、前回終わって今回のように、今回また皆さんでお会いして審議する場があれば、訂正もできると思うんですよね。特に今回の会議録の処理をどうするのか、というところが私は一番気になっています。発言内容というのは著作者人格権に関わる問題ですので、他人が勝手に変えられるものではないですよね。ですから、どなたか別の方の部分に何か気にかかることがあった場合どうしたらいいのかということについて、質問させていただきました。

(職員課長)

お気づきのあった点については、事務局のほうでまず集約したうえで、それぞれの方にお返しすると。こういったご意見がありましたよということでお返ししたほうがよろしいのではないかと思います。委員同士が直接やりとりというのも大変ですので。

(上村委員)

会議であれば直接できるけども、という話です。

(職員課長)

今回でまた、皆さんがお集まりになる機会というのはしばらくないと思いますので、この会議録について集約するということになりますと、やはりメールなり郵送でというやりとりになろうかと思えます。従いまして、ご意見があれば事務局経由でフィードバックしていくというやり方でいかがでしょうか。

(古川会長)

年間通して定期的に、複数回行われる会議ですと前回の会議の内容をまた次回で審議してということも可能なのですが、この審議会は諮問を受けたときにしか開かれませんので、次がいつになるかという見当がつかないものですから。そういう意味ではあまり理想的なやり方は取れないのかもしれませんが、次善の策として、発言内容をメールあるいは郵送という方法で各委員に配布させていただき、そして、自分の発言部分についてはもちろんのこと、他の委員の発言部分についてもし気になる点がございましたら、事務局に連絡していただいて、そこから発言した委員に修正なりの検討をお願いすると。そういうことしか具体的な方法はないのかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

(上村委員)

やり方としては限られているというのは分かりますけども、オープンにするものですので、やはり慎重を期す必要がある文書であるということは念頭に置いておくべきかなというように思いました。それだけで、こだわりはありませんので。

(古川会長)

そうしますと、各委員は自分の発言が公表されるわけですから、公表前に慎重にその内容を検討してみられて。このように話し言葉でやっている会話の内容が文章化されますと、自分ではこう言ったつもりでも、表現されたものを見るとなんだか違う受け取られ方をす

る恐れがあるかもしれないというようなことも結構あるものです。ですから、そういう意味では自分の発言内容をもう一度慎重に検討されて、その検討結果を事務局のほうにお返ししていただくということが必要だと思います。

それでは、会議録の公表につきましてはこれで終わりたいと思います。

続いて、前回議論が起きたのは、期末手当の問題です。期末手当については、26年12月議会において、特別職の期末手当が可決されました。それでそのまま施行されると。仮に、期末手当が報酬に入ることになれば、当然この審議会の審議を経たうえでなければ条例の改正はできないわけですから、そこで前回の審議会では、期末手当は審議対象とするべきかどうかについて、審議会で議論すべきだというご意見がありました。

それで、事務局ともこの対応について検討いたしました。この新潟市特別職報酬等審議会条例をもう一度見ていきますと、「この審議会は市長の諮問を受けて開催される」という条文になっています。逆に言いますと、市長から諮問がない場合には開催されない、委員が自発的に開催を呼びかけて会議を開催したとしても、それは条例に基づいた審議会の開催ではございません。そういうことになりますと、期末手当も報酬の中に含めて審議すべきだという議論も、市長の諮問が無い限りは、正式な審議会を開催して、正式な場での議論という形は取り得ないということになるわけですね。

それで、どのように扱うかということを経済局とも議論をしましたが、この審議会を開催するということになれば、どうしてもこの条例に則った形でしかあり得ないわけです。では、条例のどの条文を根拠に開催できるのかということを検討しました。

条例をもう一度見てみますと、諮問等として第2条が定められています。第2条1項は「市長は議員報酬等の額、または政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額または政務活動費の額について審議会の意見を聴くものとする」となっています。これは、条例の変更を予定しているときには事前に審議会の意見を聴きなさいということになるわけです。第2項は、今回の諮問の事項になりますが、「市長は前項の規定にかかわらず、給与を決定する諸条件の変化により、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定があるときには、議員報酬等の額について審議会の意見を聴かなければならない」とあります。つまり、一般職の報酬について改正があったときには、それを契機にしてこの審議会を開催しなさいという義務規定なわけです。3項を見ますと、「市長は前2項に規定する場合のほか、必要があると認めるときには、教育長、企業管理者、および常勤監査委員の俸給の額、並びに行政委員会の委員の報酬の額等について審議会の意見を聴くことができる」、可能であるという規定です。この3項については、教育長、企業管理者、常勤監査委員、行政委員の報酬額ということで限定されているわけです。2項も3項も限定されているとなると、1項しか頼るところがないわけです。1項ということになると、これは条例を議会に提出しようとするとき、条例の提出を予定しているときと読めるわけです。予定は予定ですので、審議会の意見を聴いたうえで予定の決定をするということもあり得るわけですから。ですので、この1項の解釈に基づいて、諮問を出すことは可能なのではないかと、こういう解釈も十分成り立ちうるのではないかと考えました。その旨を事務局から市長にあげていただいて、期末手当に限らず、特別職の報酬のあり方等についても、去年の委員会も含めまして色々と意見が出ているところですので、そういったことについて議論をする機会が得られるのではないかと考えました。

そういうことで、今申し上げた内容で、事務局から市長に、審議会の審査事項に関する意見聴取について考えがあるかどうかを聴いていただきたい。それで職権発動を促すような形を取りたいと考えておりますが、事務局はこの点、いかがでしょうか。

(職員課長)

はい。この審議会におきまして、どうあるべきかというのを議論する機会を、という意見があったことは承知しております。それで、審議会を正式に開くとなりますと、今会長がおっしゃったとおり、条例のどの規定に適用するかということになれば、やはり市長のアクションが必要になってくるだろうと。その点については市長に確認を取らせていただきたいと思います。また、審議会というところまでではなく、勉強会や意見交換会のような形で、審議会に変わる場の設定ができないかということについてもあわせて検討をさせていただいたうえで、皆様にご相談させていただきたいというように考えております。

(牧野委員)

ちょっといいですか。基本的には、報酬に期末手当が含まれるのかどうかということなのです。私の解釈では、期末手当も報酬の中に含まれるという解釈をしているものですから、そうすると、この規定通り、期末手当も審議の対象になるべきだと私は思っているわけですけども。ですから、基本解釈からして、どうも市では期末手当は報酬に含まれないという解釈の元にやられているわけですよ。私としては、その辺の疑義があります。

(総務部長)

この、第2条第1項の「議員報酬等の額」というのは、第1条の「議会の議員報酬の額並びに市長および副市長の俸給の額」ということで、この「俸給の額」というのは月額俸給のことを表しているものであると。

(牧野委員)

一般職は「給与」と書いているのですよ。それと報酬との区別が付いているということは、「報酬」といったら年俸のことですよ。

(総務部長)

ここを読むと「俸給」と書いてあります。市長および副市長の俸給の額ということになるので、厳密に解釈していくと月額俸給ということになります。

(牧野委員)

第2項は、「俸給表」の改定があったときですね。

(宮澤委員)

これはまさに部長さんがおっしゃるとおりで、これは条例の組み立てがそうなっていると。第1条では、議会の議員報酬の額と市長と副市長の俸給の額、これを総称して以下の条文では「議員報酬等の額」というように決めてしまっている。そして第2条では、これ

を受けて議員報酬等の額と書いてあるのですが、これは市長・副市長の場合は、実は月額俸給ですといているということになります。牧野さんの気持ちは十分わかりますし、私も前回かなり述べたのですが、条文がこういう組み立てになっている以上は、市長に関するものとしては、月額俸給しか少なくとも条例上は読めないのですよね。

(牧野委員)

それはいいのですが、議員の報酬額ならびに市長および副市長の俸給額、俸給は確かに月額俸給です。しかし前段で、議員の報酬額となっている。その報酬の額の中には期末手当が含まれているのではないかとっているわけですが。これ以上議論はしませんが。

(職員課長)

9年ぶりの期末手当改定が一般職で行われたところですが、しばらく改定が無かったものですが、それ以前のケースでは、審議の対象としてこなかったという経緯がございます。私どもはこの表現を厳格に捉えて解釈してきたというのがこれまでの考え方でございます。これをどうするべきかというお話を、牧野委員のおっしゃるように議員報酬の額の中に期末手当が含まれるのだと、俸給の額についても期末手当が含まれるんだという解釈であれば、その辺についてもしっかり議論していただいて、これもやはり審議対象にすべきだというお話をいただけるのであれば、私どももその考えを受けてどうすべきかということを考えざるを得ないのかなという印象でございます。

(牧野委員)

報酬と給与との区別を前段でしてあるということがミソですよ。

(総務部長)

今、問題提起をしていただきましたし、9年ぶりだったということで、この条文がそのまま生きているということもあるので、今提起された内容もそれなりに理解できる部分もあります。ですので、法制課の意見も聴きながら二役にも説明して、今後どうすべきかということを慎重に検討しなければならないなど、議論を聞いて思いました。どうするかすぐに結論は出ないかもしれませんが、私どもとしては、持ち帰って検討したいという考えです。

(宮澤委員)

今の関連ですけれど、時間があったらお願いしようと思っていたのですが、ちょうどその話がありましたので。言ってみれば運用で行くのか、条例の見直しまで行くのかという話になるのだらうと思います。元々、市の昭和39年の条例というのは、自治省が通達した昭和39年5月の通知がおそらく基になっていると思います。そこには、こういう条例案を作りなさいという形で条例案も付いています。ただ、私も検索してみたのですが、ちょっと見当たらないのでどのようなものだったかはわからないのですが、おそらくその条例案を見ながら作られたと思います。ただ、今の状況を見てみると、たとえば大阪市でははっきりと条例の中に退職手当の金額も対象とするという形で書き込んでありますし、さ

いたま市の場合は給料，地域手当，退職手当，通勤手当，期末手当まで全部条例に書いてあるんです。そういう形でやっているところもあります。逆に札幌市では，新潟市と同じように報酬ということと月額俸給のみ対象にしていますけども，市長等の退職金については参考という形で審議会を開いて運用でやっているという事例もあります。ですから，運用という形である程度参考として意見を聴きますという形でやっている審議会もあるでしょうし，実際に物を言うのは条例がどういう形になっているかということであれば，前回の話のように，事務局としては条例に書いてある形で行くと，こういう形で限定されますよと。これはひとつの筋論ですから。そうすると，やはり今まで通りの条例でやるのがいいのか，あるいは議論があるのであれば，この際，審議会条例を見直して幅広くやるのかというのは議論ができることだと思いますので，これを契機に市の中で検討してもらえればいいのかと思います。ただ，運用と言っても，平成23年度に非常勤職員の月額報酬について何回か審議会を開催していますよね。これを見ると，特に根拠条例はなかったと思うのですが，どのような運用をされたのか，参考までにお聴かせください。

(職員課長)

根拠が見いだせない中で，皆様方からご協力をいただいたのが実態だろうということですから。やはり審議会を開催して，その出席に対する報酬をお支払いするという立場を鑑みれば，当然ながら審議会の意見も頂戴しているわけですので，これはしっかりした根拠規定が必要だろうということで，第2条第3項を加える条例改正させていただいたという経緯がございます。これは皆様方から，ちゃんとした根拠を作って，そうすれば審議会からもしっかりとした意見を出せるというご意見をいただいた結果として改正したということですから。平成23年のところはどうかと言われると，苦肉の策だったのかなと。当時のことを考えるとそのような印象でございます。

(古川会長)

それでは，先ほど申し上げましたように，事務局から市長に意見具申をして，諮問をいただくという方向で検討していただくということで対処したいと思います。

それでは，答申の修正案ができたようですので，お願いします。

【答申の修正案の配布】

(宮澤委員)

1点だけ。最後の行ですけれども，修正案文が「検討を行っていくことについての意見もあったが」というふうにあるのですが，ここのところは「行っていく必要もあるのではないかとの意見もあった」というふうにしていただけたらと思います。後はもう時間もありませんので，皆さんで決めていただければと思います。

(古川会長)

「なお、～」以下がぼやっとして趣旨がはっきりしない。牧野委員からご指摘のあった一般職の俸給が下げられた時には特に減額しないできたじゃないかという部分についての指摘が見当たらないようですが。

(牧野委員)

一般職も期末手当を引き上げている、だから今回議員報酬も引き上げた。それでは連動するのですよね。だからそれは報酬額を据え置きする理由にはなっていないと思うのですよね。だから過去3回引き下げられた時にも据え置いたから、今回引き上げられても据え置いたと、私が言いたかったところなのですよね。

(古川委員)

牧野委員の発言の趣旨としては、一般職の俸給と連動して考えるべきものではないのだということでしょうか。

(牧野委員)

条例の趣旨が一般職と連動してるいのですよね。俸給の改定があったときに審議会に諮問するというふうになっているといことは、連動させているのですよね、法の趣旨のそのものが。

(古川委員)

そう理解するかどうかだとおもうのですよね。私は条例の2項は連動を前提とした規定ではないと理解しています。その一般職の俸給が変動したことを機会と捉え、そこで審議しなさいよということを行っているのであって、連動させるべきかどうかについてもそれは審議すればいいのであって、連動させなければいけないということを行っているのではないと思っています。

(牧野委員)

いや、連動させなければいけないということではなくて、必然的に連動する…、これだとちょっとむずかしいかな。

(古川委員)

私は、連動を前提とした規定ではないと捉えているんですけど、その点はどうでしょうか。この審議会でも一般職の俸給と連動して考えるべきではなくて、特別職の報酬というのは特別職の業務量とか職責とかそういうものを基に考えていくべきものであって、一般職の俸給と連動させて考えるべきではないのだというのが、審議会の委員の大方の意見かなと理解しているんですが、そこはどうでしょうかね。

(宮澤委員)

まさにこの条例の趣旨は要するにいつのタイミングをもって審議会を開くのかというこ

とを決めているだけにすぎないのであって、改定があったというのは、それはあくまで意見を聴く機会であって、それを踏まえて実際どうするのかというのは、いろいろな資料を基に審議会で自由に審議するというのがそもそもの狙いなのですね。

このところは、国も昭和48年に通達を出してしまして、特別職の報酬というのは職務の特殊性に基づいて決められるのだと。機械的に一般職の給与と連動するとか、引き上げがあったからやるというのでは困るよということについて、国もちゃんと通達を出しています。この条例もこういう趣旨で運用されてきていると思いますし、あくまでもこういうことがあったときに召集するというパターンであると。審議会の過去の事例を見ても、一般職が上がったときは据え置き、下がったときには下げているという議論がありましたけれども、まさに過去の委員の皆さんもそういう趣旨で審議されてきたんだろうと思います。

(牧野委員)

改定の行われた時しか開催しないのですから、そういう意味ではやっぱり連動しているんですよ。ただ、改定があったそのこと自体でもってそのとおりにせよ、ということではないのですけれども。

(総務部長)

もう一回修文したいと思います。過去に下がったときも据え置いたということを入れて、今年度の一般職については引上げが行われたけれども、額が少なかったことについてもきちんと表現したいと思います。それと「なお、～」以下ですが、報酬等を引き上げるといふ意見と、業務量や職責で決めるという意見について、これはきちんと表現したほうがわかりやすいのかなと今聞いて思いました。

(古川会長)

なお書きのところは、他の類似の都市と比べて低い位置にあるからそれを修正すべきだという意見は確かにありました。その意見と特別職の報酬というのは、他都市との比較で論ずべきものではないのであって、本来の業務量とか職責をストレートに見て、つまり成果主義の考えからいけば、他都市がどうであろうと本市においてどういった成果を上げているか、本市においてどういう職責が与えられているかという、そういったところをストレートに見て考えていくべきだろうと。ストレートに考えた場合には上げるべきだという意見もあるだろうし、下げるべきだという意見もあり得るわけですから。この書き方だと、業務量や職責を勘案し「上げるべきだ」という意見に向かっているように思われますので、ここはやはり二つの意見を分けて書いたほうがわかりやすいと思います。

じゃあ、もう一度お願いいたします。

(総務部長)

15分くらいお時間をください。

【答申案の修正，修正案の配布】

(古川会長)

この修正案についてご意見いかがでしょうか。

(牧野委員)

概ねいいのではないのでしょうか。

(上村委員)

第2段落の先ほど挿入していただいた一般職の給与が引き下げられたという話ですが、これはもう少しあとのほうがよろしいのではないかと。より積極的な理由としては、もうちょっと下のほうが。

(古川会長)

理由としてはそれほど高い順位ではないのではないかと。

(総務部長)

これを最後の理由にして、「さらには近年の下げられた場合でも据え置かれた」としたほうが、座りがよければそうしたいと思います。

(牧野委員)

あとは、会長と事務局にお任せしたいと思います。

(上村委員)

あと2点だけ。第3段落の3行目後ろのほうですけれども、「特別職の報酬等は業務量や職責を勘案すべきであり」では、日本語として完結していませんので、たとえば「特別職の報酬等は業務量や職責に鑑みて検討すべきものであり」ですとか「検討」というのを入れたほうが良いと思います。

(古川委員)

私はこの点については「業務量や職責を勘案し定めるべきであり」と考えました。ほかにかがでしょうか。

(上村委員)

あとその続きですが、議論のなかで、一般職の給与と連動すべきでないという言葉が飛び交っていったので、我々であれば通じるのですが、普通に見た場合、これは通じないと思います。たとえば「一般職と給与改定と連動して検討すべきではない」とか、言葉を補ったほうがよろしいかと思えます。

(総務部長)

おっしゃられる表現ですと、条例にある開催要件と異なるような取られ方になるかもしれませんが、あえて言わずにこのままでもいいのかなと感じたのですが、いかがでしょ

うか。

(上村委員)

対案として、「連動して結論づけるべきではない」という表現を考えていたのですけれども。ですが、「結論づける」というのがしっくりきていないのです。

(古川委員)

条文はですね、要するに一般職の給与改定があったその時に、それを契機にして検討しなさいよと言っているわけですから、連動して検討する必要はないという、条例の趣旨に抵触する可能性も出てきますね。そうすると、ここは読む人によってはわからないかもしれないかもしれませんが、ニュアンスが伝われば良いというのであれば「一般職の給与改定と連動させる必要はないとの意見があった」と、つまり給与改定と連動して開催しているものですから、特別職の報酬等について検討することは給与改定との連動が必要なのだろうけれども、特別職の報酬等を改定することについては給与改定の内容に連動させる必要はないと。どこがどう違うのかといわれれば、ちょっと説明に困るのですが、一般給与の改定と連動させる必要はないという捉え方でいかがでしょうか。

(総務部長)

はい。ただ今の意見を入れてさらに修文させていただき、あとは御一任くださればありがたいと思います。

(古川委員)

それでは修文したものをもう一度お願いします。

【答申案の修正，修正案の配布】

(古川会長)

修正されたようですので、これで市長への答申を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(なしの声)

(古川会長)

ありがとうございました。これで答申を行いたいと思います。

(職員課長補佐)

皆様，大変おつかれさまでございました。これより市長へ答申を行いたいと思います。
以上をもちまして本日の審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

【終了】